

会議名称		平成16年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時		平成17年2月16日(水) 14時～16時51分	
場所		杉並区役所 第5・6会議室	
出席者	委員	江藤会長 市村委員 遠藤委員 佐々木(庸)委員 澤海委員 高橋委員 夏目委員 花柳委員 柳澤委員 門脇委員 河津委員 佐々木(浩)委員 鈴木委員 藤原委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員 [17名]	
	実施機関	井山生活経済課長、土屋国民健康保険課長、加藤高齢者在宅サービス課長、増井児童課長、田中保健予防課長、吉田建築課長、北風維持課長、玉山環境課長、松岡指導室長、馬場学校運営課長、関谷地域課長、清水図書館次長	
	事務局	南方行政管理担当部長、高区長室長 [情報システム課] 中村課長、和久井副参事、藤本管理担当係長、塩畑開発担当係長、丸山開発担当係長、村野主査 [法規担当課・総務課] 牧島法規担当課長 大井情報公開係長	
傍聴者		なし	
配付資料	事前	・平成16年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成16年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項	
	当日	・会議次第 ・電子申請関係資料	
次第	1 平成16年度第4回会議録の確定		
	2 諮問・報告事項		
	平成17年度中央電算処理年間運営計画について		報告37
	体験型農園に対する補助事業に関する業務の登録について(新規)		報告38
	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について		諮問49
	24時間安心ヘルプ事業に関する業務の登録について(新規)		報告39
	24時間安心ヘルプ事業に関する業務の外部委託について		諮問50
	24時間安心ヘルプ事業に関する業務の外部委託について		諮問51
	緊急ショートステイ事業に関する業務の登録について(新規)		報告40
	緊急ショートステイ事業に関する業務の外部委託について		諮問52
	児童手当支給に関する業務の外部委託について		諮問53
	児童育成手当支給に関する業務の外部委託について		諮問54
	結核患者登録に関する業務の外部委託について		諮問55
結核定期外健診・患者管理健診業務システムに記録する個人情報項目について(新規)		諮問56	

	既存建築物等の耐震診断・耐震改修促進指導に関する業務の登録について（新規）	報告 4 1
	特殊建築物定期報告に関する業務の目的外利用について	諮問 5 7
	建築確認に関する業務の目的外利用について	諮問 5 8
	民間特定建築物台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 5 9
	道路里親制度に関する業務の登録について（新規）	報告 4 2
	道路里親制度登録者管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 6 0
	住宅用太陽光発電システム機器設置費補助事業に関する業務の登録について（修正）	報告 4 3
	教育指導に関する業務の個人情報に係る本人以外収集について	諮問 6 1
	教育指導に関する業務の外部提供について	諮問 6 2
	杉並区立学校教務事務処理システムに記録する個人情報項目について（修正）	諮問 6 3
	公共施設予約システムに記録する個人情報項目について（修正）	諮問 6 4
	図書等の貸出・利用の登録に関する業務の外部委託について	諮問 6 5
審 議 結 果	平成 1 7 年度中央電算処理年間運営計画について	報告了承
	体験型農園に対する補助事業に関する業務の登録について（新規）	
	2 4 時間安心ヘルプ事業に関する業務の登録について（新規）	
	緊急ショートステイ事業に関する業務の登録について（新規）	
	既存建築物等の耐震診断・耐震改修促進指導に関する業務の登録について（新規）	
	道路里親制度に関する業務の登録について（新規）	
	住宅用太陽光発電システム機器設置費補助事業に関する業務の登録について（修正）	
	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について	答申
	2 4 時間安心ヘルプ事業に関する業務の外部委託について	
	2 4 時間安心ヘルプ事業に関する業務の外部委託について	
	緊急ショートステイ事業に関する業務の外部委託について	
	児童手当支給に関する業務の外部委託について	
	児童育成手当支給に関する業務の外部委託について	
	結核患者登録に関する業務の外部委託について	
	結核定期外健診・患者管理健診業務システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	特殊建築物定期報告に関する業務の目的外利用について	
	建築確認に関する業務の目的外利用について	
	民間特定建築物台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	道路里親制度登録者管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	教育指導に関する業務の個人情報に係る本人以外収集について	
教育指導に関する業務の外部提供について		
杉並区立学校教務事務処理システムに記録する個人情報項目について（修正）		
公共施設予約システムに記録する個人情報項目について（修正）		
図書等の貸出・利用の登録に関する業務の外部委託について		

会 長	ただいまから、「平成 16 年度第 5 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開催いたします。最初に出席委員の確認をお願いします。
区長室長	本日は、長津委員、大沼委員、藤本委員の 3 名の委員から欠席の連絡をいただいています。
会 長	それでは、議題に入ります。最初に前回の会議録を確定したいと思います。何か修正等ありますか。
法規担当課長	前回の第 4 回会議録ですが、1カ所訂正をさせていただきたいと思います。15 頁の下から 3 欄目、学校運営課長の発言内容について、「特に図書の」を「特に図書に」と訂正いただければと思います。
会 長	ほかにありますか。なければ、前回の会議録は確定ということにさせていただきます。今回の報告・諮問事項の審議に入る前に、前回の審議会で委員から質問、資料請求等がありましたが、それについて事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	前回の委員のご質問のうち、次回に回答、あるいは資料の提出をさせていただくとお答えした件について、説明いたします。初めに、講演会、講習会、施設見学会等に関する業務の記録項目について、お尋ねがありました。項目の内容のうち、収入の状況と税額等の状況というのはどういう意味か、というお尋ねでした。私は前回、そういうものを必要とする参加申込条件があるのではないかとお答えしたのですが、その後調べた結果、こういうことでした。収入等の状況というのは、講演会や講習会に来ていただいた講師の方に対して、区が支払う謝礼、報酬の額です。税額等の状況は、そのときに徴収する源泉徴収税額の意味でした。お詫びして訂正をさせていただきたいと思います。
政策経営部副参事	お手元に前回の審議会で提出依頼のありました資料を配付しております。まず契約書についてですが、電子申請の委託契約書の 1 枚目、裏面以降は個人情報保護に係る部分について複写したものです。もう 1 つは「セキュリティ評価の手順」ですが、前回監査のお話をいただいたのですが、平成 16 年度はシステムの構築中で、実際の監査は実施できなかったということで、システムはどのような形でセキュリティが保たれているのかを評価した中間報告です。最後にセキュリティの委員の名簿も添付しております。
会 長	次に、個人情報登録の業務登録等に関する報告・諮問事項についての審議に入ります。
(区長室が諮問文を読み上げ、諮問文を会長へ手渡し)	
報告第 37 号、報告第 38 号、諮問第 49 号	
会 長	初めに報告 37、報告 38、諮問 49 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	報告 37 号について説明。
法規担当課長	報告 38 号、諮問 49 号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問はありますか。
委 員	8 頁、9 頁の外部委託について、作業をする場所はどこでしょうか。
国民健康保険課長	作業は、委託先の福祉作業所で封入・封緘を行うこととなります。
会 長	ほかにありますか。特にご質問、ご意見がなければ、諮問 49 号は決定、報

	告 37 号、報告 38 号については報告を受けたということにさせていただきます。
報告第 39 号、報告第 40 号、諮問第 50 号、諮問第 51 号、諮問第 52 号	
会 長	次に、報告 39、報告 40、諮問 50、諮問 51、諮問 52 について、一括して事務局から説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告 39、諮問 50、諮問 51、報告 40、諮問 52 について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問はありますか。
委 員	12 頁と 13 頁についてですが、外部委託は無線通信を受信する民間事業者と、訪問介護事業者になっていますが、これは必ず 2 つに分かれているということですか。それとも、同じ所で 1 つにまとめてやることも考えているのでしょうか。
高齢者在宅サービス課長	いまはそれぞれ別の業者に委託することを考えております。
委 員	例えば無線通信を 24 時間受けて、ほかに連絡するというのであれば、障害者が、事業所か会社かそういうものを作った場合可能なのですが、新規参入の余地はあるのでしょうか。
高齢者在宅サービス課長	可能性としては否定できないと考えますが、区としては財政負担も考えなければいけませんので、その辺の兼ね合いもあろうかと思えます。現に世田谷で類似の事業をやっているのですが、こちらはコスト的に厳しいものがあります。経費的な面も考慮して、新規事業としてそれぞれ別々の事業者に委託することを考えた次第です。
委 員	わかりました。
委 員	今回、「内心等」という言葉が使われています。これは辞書では心の中という意味なのですが、そのあとまた「心身等の情報」となっております。個人情報の場合、本人又は本人以外にしても、心の内を情報として取得した場合それはどういうことなのでしょう。心の中までの情報ということになると、いろいろな面で大変なことになるのではないかと。ですから、これは「身体等」だと思っております。「内心等の情報」ということで、当該の方々の心の内をということとは、個人情報をそれだけ取得する必要があるのか、心の中まで情報を収集するということになると大変なことなので、本人の希望、本人以外の家族の希望ぐらいのほうがいいのではないかと思います。
法規担当課長	まず、あくまでも本人から直接、利用目的を明らかにして収集するというのが区の条例の大原則で、そのように運営しております。この「内心等の情報」という表現ですが、記録内容の性質によって区分して登録票の様式を作っているものです。ですから、「内心等の情報」や「住民記録等の情報」というように、内容によって区分している 1 つのメルクマールのようなものとして、ご理解いただきたいと思えます。実際にこの「内心等の情報」というのは、どういう項目がその中に記録されるかといいますと、例えばこれから諮問させていただく事項で、資料 35 頁の教育指導という業務で取り扱います「趣味・し好」という記録内容をこの分類に記録させていただいているということです。
委 員	この言葉が最初から終わりまで随分ありますが、それは何か法律用語ですか。
法規担当課長	いや、特に法律用語として定められたものではございません。様式として、

	当区としては昭和 62 年からこういう分類の表現を用いて、この様式を使わせていただいているということです。
委 員	ただ、これがいろいろな分野で出てきますが、心の中の情報を取得するという事は、個人情報としては大変な事態を招くのではなかろうかと危惧したものですから、法律で定められた言語ならいいのですが、引き続いて「心身等」となっていますから、ちょっとダブっているし、人の心の中まで情報を収集するというのは、個人情報の限界を超えているような気がするのですね。
法規担当課長	当区の条例でも、いわゆるセンシティブ情報と言われるような内心の情報については、収集を原則禁止しております。ただ、法令等で収集しなければいけないような場合には収集しておりますが、それ以外は当区の条例でも原則収集はしてありません。
委 員	戻って恐縮なのですが、先ほどの体験農園のときも、「内心等」という言葉が使われております。ですから、それはそんなことよりも物を作る楽しみを味わいたいとか、生産をする喜びを得たいというだけでいいので、やる方の内心まで入る必要はないのではないかと。
区長室長	少し誤解があるのではないかと思います。体験型農園の業務においては、内心等の情報は収集しません。様式の表現が「住民記録の情報」となっている項目としては、氏名、住所、印影等を記録しますが、「内心等の情報」の欄は空欄になっていますので、この項目としては収集するものはない、ということです。
委 員	そうですか。ちょっと安心しました。わかりました。
委 員	細かいことですが、24 時間安心ヘルプも緊急ショートステイも 24 時間安心・安全ということで、これから期待したいサービスです。もし決まっていれば受信センターの委託先と 2 床設けるショートステイの委託先を教えてください。それから、16 頁の委託の内容の所で、「事業利用者登録の実態調査」とありますが、これはどのようなことを調査されようとしているのかを聞きたいと思います。
高齢者在宅サービス課長	ただいまの件ですが、委託先については、3 月の中旬ごろに事業者説明会を開き、事業の内容を説明した上で、プロポーザル方式で事業者を選定し、4 月下旬ごろには事業者を決定したいと考えています。緊急ショートステイですが、介護者本人が病気になるとか、急に葬儀の予定が入って、どうしても行かなければならない。ところが、高齢者を見る方がいないといった場合に、緊急に利用していただく事業です。そのために、その高齢者の方が有料老人ホーム等に入所する場合において、普段の介護状況、痴呆の状況があるかどうかなどといった諸々の当該高齢者の方の状況を事前に受入側のほうが把握しておく必要があることから、あらかじめ実態調査を行うものです。
委 員	わかりました。これは介護保険の 3 以上の方ですね。ということは、認定の段階である程度の状況はわかっていると思うのですが、その辺りの連動はどうされるのか。ただ、この個人情報の審議会とは関係ないので、意見として申し上げておきます。
委 員	先ほど、委員からのご質問に、まさに区長室長が「誤解です」とおっしゃったのですが、昭和 62 年からこの第 1 号様式を使っています。18 年前のときには、こういう言葉に対してあまり感覚はなかったのですが、いま個人情報

	<p>報保護法がこの4月から施行されるときに、私は「内心等の情報」という表現の様式が誤解をされるのではないかと。当然、区民の方が見たときに、先ほどの委員がおっしゃったように、自分の内心が情報として収集されるのかと誤解されるような表現だったら、18年間同じ形式でやってきたからこれでいいというのではなくて、むしろいまこの時期に表現そのものを含めて訂正する。誤解されないよう対応するほうが、いまの時代に合っているのではないかと思います。いままさに個人情報のあり方そのものが、これから法律になったらまたいろいろな形で、いままで我々が想定していないような問題点というか、いろいろな意見が出てくると思うのです。それに対して、どうしてもいまの行政というのは、現状維持を前提としてきた嫌いがあります。だけど、少なくとも杉並区はむしろ真摯にそういうことに関してより敏感に、現状に合わせて改革していこうと言っているところです。私は第1号様式そのものの表現を検討し直されることを、審議会で指摘されてやればいいのかと思いますので、是非ご検討をお願いしたいと思います。</p>
区長室長	<p>いろいろ建設的なご意見をいただき、ありがとうございます。個人情報保護法が全面施行されますので、そういった事案に合わせていろいろやっていくことが必要と考えています。ただ、杉並区が「内心等」というのは、逆に趣味の問題などよりも、さらにデリケートな情報を行政が扱う場合があるわけですが、例えば心の奥底ということではなくて、ケアの問題などを取扱う場合ですが、その場合、「心身等の情報」で一括りにするよりも、いわゆるセンシティブなものとしてわかりやすくしたほうがいいという趣旨でこのようにしているわけです。いまのご議論は、以前からご指摘のありましたところですので、少し私どもでも研究して、改めてまた問題提起をすることにして参りたいと思います。</p>
会 長	<p>いまのご意見はよろしいですか。</p>
委 員	<p>いまのは確かに直さなければいけないのですが、普通これは趣味・し好など、その程度ですよ。</p>
区長室長	<p>そうですね。</p>
委 員	<p>だから、その辺のことぐらいの内容にしたらどうかと思います。これは意見だけです。</p>
委 員	<p>内心に関して、私も前回内心の所を申し上げたのですが、内心という項目があると、法律の条文を読んだことがない人は内心の情報を収集していいのかと受け取ってしまって、これが独り歩きすると思います。それから、前回も「内心等の情報」の項目に趣味と特技というのがありましたが、趣味というのやはりその人の思想や内心にかかわってくることなので、趣味という取り方も精密に検討していただきたいと思います。意見です。</p>
会 長	<p>折角良いご発言が多々ありましたので、時代に合わせて再検討していただければと思います。</p>
委 員	<p>小さいことですが、10頁、11頁で「日中に独りで生活する高齢者世帯」という記述があります。いまと関連があるのですが、日中というのは、いまご存じのとおり日本と中国の関係が緊密になって、日中という意味の取り方のトーンが少し変わってきているので、意味から言うと昼間のようなので、「昼間独りに」と置き換えたほうが区民の方はわかりやすいし、今後一般の行政の中でもそういう表現のほうがよろしいのではないかとということで、検討し</p>

	てみてください。
会 長	合わせて2点、ご検討をお願いします。
委 員	この内心等の問題につきましては、他の委員からもご意見をいただきましたが、私は今朝家を出るときに、内心というのは心の中だろうと思ひながら、間違っはいけないので辞書で調べたら、「心の中」と書いていました。文言から言うと心の中まで調査ということは、やはり心の中は何人も自由なはずですから、法律や制度的にそれに介入するのはいかなものかと思ひて、少し不安を感じたものですから発言いたしました。多くの委員のご意見、ありがとうございました。
会 長	ほかにありますか。なければ、諮問 50 号から諮問 52 号までは決定、報告 39 号、報告 40 号は受けたということにさせていただきます。
	諮問第 53 号、諮問第 54 号、諮問第 55 号、諮問第 56 号
会 長	次に諮問 53 号、諮問 54 号、諮問 55 号、諮問 56 号について、事務局から一括して説明をお願いします。
法規担当課長	諮問 53、諮問 54、諮問 55 について説明。
情報システム課長	諮問 56 について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問はありますか。
委 員	20 頁の結核患者登録に関する業務について、感染症はほかにもたくさんあると思うのですが、なぜ結核が特定されたのかお聞きしたいのです。
保健予防課長	結核については、ほかの感染症と違って、治療期間が最低でも 6 カ月というように、以前に比べれば短くなったものの、まだまだ長い間薬を飲まなければならないということが特徴的です。そういうこともありまして、ほかの感染症とは別に、法律的にも独立して結核予防法ということで、法体系も別になっております。
委 員	差し支えない範囲でよいのですが、20 頁の平成 15 年度の実績が 55 名とありますが、ごく大雑把にはどんな方ですか。
保健予防課長	この 55 名というのは、喀痰塗抹陽性と申しまして、結核患者の中でも痰の中に菌が出ている方、他人にうつすおそれのある方が平成 15 年度には新たに区内で 55 人発生したということです。結核患者全体では、毎年区内で 160 ~ 170 名ぐらい発生していますが、その内人にうつすおそれのある方がこの年には 55 名いらっしゃったという意味です。
委 員	内訳としては、ご老人とかホームレスとか外国人など、どのような内容なのでしょう。
保健予防課長	全国的にそういう傾向がありますので、やはり高齢者の方が多いですが、比較的若い 20 代等の学生や会社に勤めているような方もいらっしゃいます。
委 員	ご専門ですのでよろしいのですが、薬を飲めば結核は非常によく治ります。ただ、軽い病気だと誤解して飲まない人もいるということで、ドッツ方式で非常に大事な良いことなので、これを推奨していただくと区民の皆様にもよいと思います。
会 長	ほかにありますか。諮問 53 号から諮問 56 号まで決定ということにさせていただきます。
	報告 41 号、諮問 57 号、諮問 58 号、諮問 59 号
会 長	次に報告 41 号、諮問 57 号、諮問 58 号、諮問 59 号について、一括して説

	明をお願いいたします。
法規担当課長	報告 41 号、諮問 57 号、諮問 58 号、諮問 59 号について説明。
会 長	いまの説明について、ご質問等ありますか。ご意見ありませんか。それでは、報告 41 号は受けたことにして、諮問 57 号、諮問 58 号、諮問 59 号については決定とさせていただきます。
報告 42 号、諮問 60 号、報告 43 号	
会 長	次に報告 42 号、諮問 60 号、報告 43 号について、事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	報告 42 号、諮問 60 号、報告 43 号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問はありますか。
委 員	29 頁の道路里親制度に関する業務ですが、このボランティアの方というのは無償ですか。
道路維持課長	無償です。
委 員	住民の安全の観点から、道路の管理上の責任という問題もあるわけですね。29 頁の清掃や植栽の手入れなど、協力してできることであれば私も結構なことだと思うのですが、それ以上の道路等の維持管理という範囲が、いわゆる行政側とそれを預かった所と、どういう責任の範囲になるのか。その辺のところは 1 つです。次に清掃と植栽の手入れなどということなのですが、具体的にどの辺の範囲まで相手と話して里親になってもらえるのか。その辺の責任区分の問題等に関して、詳しくお話をさせていただければと思うのです。
道路維持課長	対象になっているグループがまだ 1 団体しかありませんが、いまお話をさせていただいている中では、主に歩車道分離している所で、植樹帯を設けてありますので、そこへの花壇等の花の植付け、またその周りの清掃、除草等を想定していますので、いわゆる区が責任を持って実施している管理上のものについては、いまのところはお願いをする予定はありません。ただ、これからいろいろ発展的に考えていく上で何かあるかなということで、「その他」という条項も入れています。
委 員	例えば自転車についても、自転車の管理を商店会に一部お願いして整理も手伝っていただいていると思いますが、いろいろとトラブル的なことや安全上の問題が起きたときに、その辺の責任区分が明確になっていないと、ここに今日提案されているようなことでやっていただいていることはいいですし、いまの説明で大体わかりましたが、トラブルがあったらいけないということを特に注意してやっていただきたいと思います。
委 員	住宅用太陽光発電システムの事業に関する業務ですが、個人への補助制度でということで、大変大きな額が個人に出ています。合計 120 件になるでしょうか、こういった方々の効果を図ることは非常に有意義なことだと思います。それで電力利用の状況ですが、これは個人に毎月報告をしていただく、情報を提供していただくという形になるのでしょうか。
環境課長	太陽光発電については、現在の制度ですと、杉並区が補助している以外に新エネルギー財団という所が補助をしています。新エネルギー財団ではその設置機器の規格、能力等をきちんと判定していて、その判定で補助を受けた部分について杉並区は補助しているのですが、エネルギー財団に対しても基本的に報告をしています。その内容と同じ内容をいただく予定です。
委 員	太陽光発電システムのことですが、補助金は 1 件あたりいくら出されてい

	<p>るのか。それと、この太陽光発電装置の耐用年数は何年ぐらいでしょうか。同じく 33 頁に「世帯構成状況」という項目がありますが、これはどういう内容かご説明をお願いします。</p>
環境課長	<p>最初の金額ですが、要綱で 40 万円を限度に補助することになっています。平均は平成 15 年度決算で 39 万円程度です。家族構成のことですが、その世帯の使用電力を知るだけではわかりませんので、世帯構成が何人であるか、もしくは年齢構成がどういう状況であるかを知りたいと考えています。耐用年数についてはいま細かい資料がありませんので、10 年以上ということは聞いていますが何年大丈夫かの資料はございません。</p>
会 長	<p>ほかにありますか。ないようですので、報告 42 号、43 号は報告を受けたものとします。諮問 60 号は決定にします。</p>
<p>諮問第 61 号、諮問第 62 号、諮問第 63 号、諮問第 64 号、諮問第 65 号</p>	
会 長	<p>次に諮問 61 から 65 号について、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
法規担当課長	<p>諮問 61 号、諮問 62 号について説明。</p>
情報システム課長	<p>諮問 63 号について説明。</p>
副参事	<p>諮問 64 号について説明。</p>
法規担当課長	<p>諮問 65 号について説明。</p>
会 長	<p>ただいまの説明について、ご質問等がありますか。</p>
委 員	<p>34 頁の教育指導に関する業務ですが、根拠法令の「児童生徒問題行動等サポートチーム設置要綱」は、教育委員会や文教委員会など、どこで作られたのでしょうか。</p> <p>それから、設置要綱を策定中ということですが、子どもにどのようなサポートをするのか。そのサポートの内容を具体的に教えていただきたい、ご説明いただきたいということと、これは杉並区独自のシステムでしょうか。それとも、よその区でもやっっていることなのでしょうか。お聞きします。</p>
指導室長	<p>要綱ですが、現在、教育委員会事務局指導室が中心となって策定中です。設置要綱の主な内容ですが、学校内だけでは対応が困難な児童・生徒の不良行為等に対応するためにサポートチームを設置しまして、関係機関が協力して児童・生徒の健全育成を推進するというものです。また杉並区独自のものかというご質問ですが、今回私どもがご提案申し上げているものは杉並区独自のものです。ただ、東京都教育委員会の指導部が以前こういうものを設置して、児童・生徒の健全育成を推進することは望ましいという見解を示していますが、今回ご提案申し上げているのは杉並区独自のものとご理解いただければ、ありがたいと思います。</p>
委 員	<p>子どもの在校中と放課後ですが、教育委員会の責任の範囲内というのは退校後も続くわけですか。</p>
指導室長	<p>基本的には、学校の管理下というのは登校時から学校にいる時間、そして自宅に児童・生徒が着くまでというのが一応管理下ということですが、ただ、学校時間以外の子どもたちの生活も、学校生活に非常に大きな影響をおよぼしたり他の児童・生徒に影響を与えることもありますので、そのあたりでの家庭生活も学校教育の範疇で、保護者とともに手を差し伸べているところで</p>
委 員	<p>私も区立公園のそばに住んでいるので、小学生から中学生までの動向を見</p>

	<p>ていますが、問題は当然退校後、先生方の管理下から解放されてから起きているわけです。昔というのであれば、何十年前かは区立の中学校の先生が退校後も公園へ来て一緒に遊んだり指導したり、いたずら書きをしたらともに書いたものを消したりと、生徒が「先生ごめんね」ということで公園の落書きをお互いに消して、「こういうことをするなよ」「はい」と、とてもいい雰囲気だったのです。最近はそういうことが全くなって、子どもは区の施設であるトイレや公園の樹木を完璧にいたずらしたり折ったりしています。子どもたちの放課後の指導がどこまで学校の範疇なのか。昔は確か放課後も悪いことをすれば先生が飛んで来て、「駄目だ」と。それで隣近所に「うちのほうですぐ直しますから」といって、先生が学校へ飛んで帰ってペンキを持ってきて、いたずら書きしたところをペンキでどんどん塗り替えて生徒と一緒に全部仕上げたところで、生徒と先生が近所の人たちに向かって「ごめんなさい」といって、仲良く生徒と先生が帰っていったのです。何十年も前ではないですが、最近はそういうことがなくて子どもたちがやりっぱなし、折りっぱなし、汚しっぱなし。折角集めたゴミ箱は、全部引っ繰り返して帰る。折角入っていたゴミも、わざと広げてしまうのです。そういうものをやっても、警察からは「子どもたちに関わらないでください。最近危険ですから」ということで指導されるわけです。そこら辺がとても曖昧で、学校がどこまで子どもたちを管理しているのか。先生と生徒の間が勤務時間と勤務時間外とではっきりしていないのではないかと。子どもたちは事件を起こしてから初めて、それが世間の話題を拾うみたいなことが常にあるので、杉並区においてこういうことは結構なことだとは思いますが、悪いことをする、いたずらするということは子どもの成長期にある程度あるわけです。それをうまく善導して指導するシステムが、学校にあるのかどうかを伺いたいです。</p>
指導室長	<p>ご指摘の点は、非常に重要な課題であると受け止めています。先ほどの繰り返しになりますが、学校の管理下という範囲は子どもが家に帰り着くまで。そこから先は基本的には家庭の責任、保護者の下に子どもたちはいるわけですので、家庭教育の範疇になろうかと思えます。そうはいつでも当然のことながら同じ地域にある学校なので、教員が学校にいれば何かご連絡があればもちろん表にも出ていって、指導にもあたるケースもあるかと思えます。ただ、今回ご提案申し上げているのは、かなり深刻な問題行動に発展していく可能性があるとか、既にかなり深刻な問題行動になっている事案について、なかなかこれまでの学校教育の範疇だけでは解決が困難という部分があるために、子どもたちを取り巻く大人たちが手に手を取り合って、子どもたちを良い方向に導こうということでサポートチームをご提案しているところです。</p>
委員	<p>ですから、そのことは大変結構なことだと思いますが、問題は例えば隣近所でも、警察から「子どもに関わらないでください」と言われているわけです。「危ないですから」と。例えば「君、どこの学校だ」というと「某学校だ」ということを聞いて、昔だったら「先生、ちょっと指導に来て」というと杉並区立の小学校の先生は自転車で飛んで来たのです。いまは全くそういうことがないので、ただ事件が起きてから取り締まるみたいな、警察をすぐに関わらせてしまうようなことではなくて、先生と生徒がもう少し親近感を持って、いたずらがあったら必ずそれは後処理する、直す、謝る。そうい</p>

	<p>う指導の仕方をして、あまりに何でもかんでも警察のほうと連絡を取るシステムが子どもたちを良くしない。先生との信頼感が全部欠けているわけです。</p> <p>先生と生徒との信頼関係を構築するためだったら、あまりこんなことをしなくてもいいと思います。だから、私はこれ以前に生徒と先生と学校当局と教育委員会とで、もう少し子どもとどう触れ合うか。子どもはいたずらし、悪いことをすることはあります。ただ、それをうまく導いてあげるのが家庭であり、教育者だと思えます。そこら辺のところをもっと充実させないと、すぐ「こういうふうなことで処理してきますよ」では、子どもの健全な発達には促せないと思います。これはこれでやむを得ないかなと思いますが、学校と子どもの関係でも、教育委員会の先生のシステムの中に欠けているものがあるのではないかと個人的ですが常々思います。それについて、もう少し。</p>
指導室長	<p>ご指摘のとおり、確かに子どもたちの心を掴む指導は本当にいちばん大事な指導で、教員の児童指導、生徒指導はまずは子どもの理解、その子はこういう子どもなのだろうということを理解して、その上に立って指導がなされなければならない。そのあたりは、私どもも学校のほうにはさまざまな支援もしていますが、時にはやや十分な結果が得られないこともある場面も確かにあるかと思えます。今後とも、もちろんいまご指摘いただいた、指導者と子どもたち、教員と子どもたちの心の絆をより一層重視した指導が展開できるように、私どもも努力してまいりたいと考えています。</p>
委員	<p>質問です。同じ意見に関して、34 頁の中段のあたりに「当該サポートチームの開催にあたっては、事案により」の「事案」という言葉の意味を教えてください。それから「区外の関係機関」とは、どこなのでしょう。その下にある「区以外関係機関に提供する」の「関係機関」。いまのところ、保護者の参加又は同意が困難である場合に、本人や保護者がいなくてもこのサポートチームを開催できるというのは、何か法律的な根拠があるのでしょうか。そこを教えてください。</p>
指導室長	<p>1 点目の「事案」という言葉ですが、事件や当該の問題行動とご理解いただければありがたいと思います。2 点目の保護者の同意が得られない場合ですが、基本的には先ほども冒頭にご説明したように本サポートチームは保護者同意の上で、できればその保護者の方も一緒に参加していただいて、その子どもをどうしていくかということをもっとサポートするところですが、さまざまな家庭環境等々がありまして、場合によってはその保護者の同意が得られない、あるいは保護者の参加が得られない場合もあるかと思えます。そのときに、黙って見ていていいというわけにはいきませんので、その場合には同意なしで進めていきたいという考え方です。</p> <p>区外関係機関というのは、34 頁の中段に記載されているように民生委員・児童委員の方、また杉並児童相談所の相談員の方、区内の3警察担当の方、警視庁の新宿少年センターの職員を想定しています。</p> <p>同意なく開催するのは、どういう法的な根拠に基づいて開催するかというお尋ねですが、現在策定している要綱案において、このサポートチームの開催は、当該校の校長が在席する児童・生徒の問題行動等について学校での対応のみでは極めて困難と判断した場合に、教育委員会の事務局と協議の上開催ができるということで、現在案を検討しているところです。以上です。</p>

委 員	<p>この中で列挙されている構成員の中で、子どもの発達心理、臨床心理など、子どもが育つ上で専門的な人という児童相談所と警視庁の少年課の方ぐらいでしょうか。それ以外の方たちに学校でのいじめ、不登校、深夜はいかい、飲酒といった非常に子どもを育てる上で専門的な造詣が必要なことができるとお考えなのでしょうか。</p>
指導室長	<p>済美教育研究所にも専門の心理職の職員等もいますし、またこども発達センターにも専門職員がおりますので、十分に対応できると判断しています。</p>
委 員	<p>学校長の判断でこのサポートチームが開催されると書いてありますが、学校での指導が難しいというお話ですが、これは現場の指導能力によっても大分差があると思います。その辺はどう踏まえて判断されるのでしょうか。</p>
指導室長	<p>先ほど申し上げましたように学校長の判断ということですが、現在検討中の要綱においては校長が必要だと判断して教育委員会事務局、主として私ども指導室になります。指導室と協議をして「では、開催しよう」という決定を下します。従いまして、いまご指摘の学校による指導力の差はどうするか。協議の際に「それはまだサポートチームを開催しなくても、十分に学校でこれは対応できるんじゃないか」と私どもが判断すれば、それはそれなりに校長に働きかけてまいりますし、事態によってはすぐにでもサポートチームを開催して、一刻も早くその子どもを救うべきだという判断をすれば開催する。そのような流れになるかと思えます。</p>
委 員	<p>要綱を設置して、サポートチームを開催することが必要な、犯罪に繋がるような非行の事例がかなりある。そういった必要性があるとお考えなのでしょうか。現状をお知らせください。それから、いま要綱の内容を詰めておいでということですが、このサポートチームの構成員はこのメンバーで確定するものですか。それとも、ある程度学校長に言ってその事案によってメンバーをチョイスするのでしょうか。</p> <p>次に、諮問 65 号の図書館の委託のことです。以前にも似たような議論の中で、個人情報の部分で「身体障害者手帳の有無・部位」があります。より適切なサービスを提供するという意味では、全盲の方など身体的な障害によってもサービスが違ふと思いますが、手帳の有無がサービスにどう影響してくるのか。むしろ必要ないのではという議論もあったと思いますが、そういった考慮はされたのかどうかを伺います。</p>
指導室長	<p>最初の2点は、私からお答えします。まずは顕著な事例ですが、平成 16 年 4 月から 12 月の間に暴力行為、万引き、バイクの盗難等々で警察が関与した非行・問題行動は、私どもに報告が上がってきているところで 14 件あります。また、これまで平成 16 年以前ですが、組織的な暴力というか集団で暴力行為を働く事案もありまして、非常に対応に苦慮しています。</p> <p>2 点目の構成員の決定については、先ほどお示した構成員一覧の中から、その事案に応じて校長及び指導室のほうで必要と思われる方にご参加をいただいて、サポートチームを開催することを考えています。</p>
中央図書館次長	<p>図書館の身体障害者手帳の有無と部位ですが、図書館で行っているサービスの中に特に視覚障害者に対して対面朗読の要望があります。大体年間に 500 件の対面朗読をすることと、録音図書の自宅への配送サービスがありまして、身体障害者の中で特に視覚障害者の利用ということで、このように記録項目として載せていただいております。従来、そのほかにも愛の手帳や精</p>

	<p>神障害者の手帳も載っていましたが、それについては必要ないと私どもが整理したところです。</p>
委員	<p>記録の内容ですが、35頁の「社会活動等の情報」のいちばん上に「生育歴」と「知能検査記録」があります。特に知能検査の記録は、しばらくというかずっと知能検査をやっていないと思います。ここにこれがあるということは、この事例で会議を開く対象の児童については、何か知能検査をやるということですか。もしも、いまは全然こういうことをしていないということであれば削除すべきではないかと思ひます。その辺を含めて、なぜここにこうあるのか。</p> <p>もう1つは、「行動・性格の記録」が真ん中の心身等の情報にありますが、この辺の「性格の記録」は、特にどういう範囲のものを記録に留めようとするのかを示していただきたいのです。</p>
指導室長	<p>生育歴というのは、当該児童・生徒が小学生であればそれ以前に幼稚園に通っていたか、どこの保育園にいたか。中学生であれば、どこの小学校を卒業したかということです。知能検査の記録については、現在は知能検査は行っていませんのでご指摘のとおり記録がないのですが、これは昭和62年からの様式になっていますので、かつての記録が一部まだ残っており、ここに記載してあるということです。</p> <p>「行動・性格の記録」は、学習指導要領等に記載する、特に性格については例えば「明朗である」「快活である」というような文言で表わされるものです。</p>
委員	<p>知能検査が昭和62年以前だと、最近の子どもたちのことが対象になれば、古い記録があったにしてもいまの現況というか、こういうことをやっていこうというものがもう少し前に遡ったにしても、いまの説明ですと全然そういう記録はないということになるのではないかと。そうすると、ここに項目としてはいらぬのではないかと思ひますが、その辺はどう考えますか。</p>
法規担当課長	<p>この個人情報登録票は、教育指導という非常に幅広い業務に関する業務の登録票となっていて、今回の諮問事項については本人以外収集の根拠ということで2つの諮問をしています。この教育指導に関する業務として記録している項目としてはこういう項目があるということで、現在はもう既にやっていないし収集もしていないのですが、過去に収集し、記録をしている情報が今日も保管されているためここに載っているに過ぎない、とご理解いただければと思ひます。</p>
委員	<p>そこはいちばん最初に、いわゆる内心等の情報という言葉の扱いのところで議論がありましたが、やはり整理をする必要があるのではないかと。これ以上は時間の関係で言いませんが、是非そうする必要はないかと思ひますが、いかがでしょうか。</p>
法規担当課長	<p>現在、区として管理保有している情報は、こういういずれかの形でお示しする必要があります。それによって自己情報開示請求ができます。また、これは縦覧していますので、そういう記録がもしあれば、ここから削除してしまうとその方の権利行使ができなくなるということで、記録があります以上はここに載せざるを得ないということです。</p>
委員	<p>もちろん、いまのお話の筋からわかりますが、今後ちょっと検討が必要ではないかと思ひます。</p>

	<p>34 頁に条例第 9 条 2 項に基づいて、本人以外による情報収集の説明がありますが、先ほども出ましたが「事案による保護者の参加又は同意が困難な場合があるため」といって、極めて断定的に述べていますね。こういう会議をやる、それに同意はできるけれども、参加はできない場合があるというのがあると思います。そのことと、会議を開くこと自体に親として同意ができないということは、相当質も内容も違うことだと思います。しかし、第 9 条 2 項の規定によって親の対応がどうであっても開くことができる。本人以外の情報として集めることができるから、開けるという整理になってしまうのでしょうか。その辺はどうなのか。</p> <p>もう 1 つは、関係機関に警視庁の新宿少年センターの職員とあります。これは区外との関係があればということかと思いますが、その辺についてもう少し説明をいただきたい。それから根拠法令といって示している要綱が、いま策定中というのはいかがなものかと。本来であれば現実に策定中けれども、凡その概要としてはこういうものであるということをおたの所に一緒に資料として送ってもらって、それで「ああ、こういう中身で設置をするのか」ということが先ではないかと思います。実際に、どうお考えなのか。その辺のやり方が逆転しているような気がします。いままでも根拠法令がまだできていないけれども、こうやって書いてあることが何回かあって、私はいまと同じようなことを何回か言わせていただきましたが、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>関連してですが、先ほどの 35 頁上欄の「行動・性格の記録」の下に「容姿」とありますよね。これは写真で残すのかどうか、確認したかったのですが。</p>
会 長	<p>いまの質問も含めて説明願います。</p>
指導室長	<p>保護者の同意についてですが、基本的にはこのサポートチームを開催して解決を図らなければならないような事案は、当然そこに至るまでに学校と保護者とが何回も連絡を取っていることが前提です。ある日、突然問題行動が起こって、学校がサポートチームという話ではありません。それまでの指導経過の中で保護者の方とは連絡を取るというのが大前提ですが、それでも確かに委員がご指摘のとおり、同意はするけれども参加はしないケースはあろうかと思います。これはやむを得ない。「私は同意したくない」と言われると非常に困りますが、仮にそうであっても、私どもは学校教育の使命として子どもたちをより良い道に導くのが最重要課題ですので、仮に同意が得られなくてもここはやるしかない。このサポートチームで、なんとか子どもを救うのだという視点に立っています。</p> <p>新宿少年センターというのが外部機関にあります。いわゆる青少年の犯罪、家出等々を扱っている機関です。なぜ新宿少年センターかと申しますと、新宿少年センターは新宿区と中野区と杉並区を管轄していますので、「新宿」という名前は付いていますが一応本区を管轄している所管ということで、ご理解をいただければありがたいと思います。</p> <p>要綱策定中ということですが、本審議会の審議を経ないと要綱策定にかかれない部分もあるということで、現在検討しつつ本審議会に諮問したというのが私どもの考え方です。先ほど容姿というご質問をいただきましたが、写真等の添付は一切考えていません。例えば身長等の情報ということですが、</p>
委 員	<p>同じく 34、35 頁に関わることですが、サポートチームの構成員に教頭、生活指導担当主幹、生活指導主任、学年主任と学校の先生がたくさんいますが、</p>

	<p>先ほど他の委員のご指摘もありましたように、いまの先生は校外では対応しない。先生たちはいまでも忙しいということは聞いています。そして子どもに問題行動があったときは、「子どもの信頼を得るように子どもをかまっ てあげなきゃいけないんだけど、そんな時間は持てないのよ」と学校の先生はおっしゃるのです。小・中学校、幼稚園、保育園などに監視カメラを付けたと思いますが、あれは1校に2台あって人が通ると「ピンポン」と鳴るそうですが、例えば教頭先生の机の前に置いている監視カメラも先生は忙しくて見ている人がいない。見ていた人が何かあったときに責任を取られるから、見ようとする先生もあまりいない。人が通って「ピンポンピンポン」と音がしてうるさいので、スイッチを切っていることが多いという状況で、この忙しい先生たちがさらに新しいサポートチームに対応できる余裕があると教育委員会、担当の指導室の方は考えていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>2つ目は、いじめ、不登校、飲酒などの問題行動を起こした子どもは、例えば「ゆう杉並（児童青少年センター）」の職員も入っていますよね。民生委員や児童委員などのいろいろな人たちに自分のちょっとしたことを知られてしまったら、この子たちは行き場がなくなってしまうのではないですか。かえって子どもが更生する、やり直す道を閉め出すことになるとはお考えにはならないのでしょうか。</p> <p>3つ目は、35頁の内心の情報という枠で、子どもの趣味やし好を収集するという理由は何でしょうか。お聞きしたいです。</p>
指導室長	<p>前半の2点について私からお答えします。学校職員は、確かに主幹、主任等々と記載していますが、あくまでもこの中から事案によって、校長が必要と認める方に入っていただくということですから、場合によってはここに記載されている方がすべて入るケースもあろうかと思いますが、例えば担任だけとか、養護教諭と担任だけという形もあろうかと思いますが。様々な業務がある中で、子どもたちの健全育成は最重要課題と捉えていますので、忙しい中というのは私どもも重々承知はしていますが、出席職員については校長と指導室と協議の上で決めていきたいと考えています。</p> <p>また、様々な方に当該児童・生徒のことが知られてしまって、その子どもの居場所がなくなるのではないかとのご心配もいただきましたが、これについても、いまお答えしたのと同様に資料に示した方が毎回必ず常にご出席いただくわけではなくて、その事案によって必要だと判断した方に出席をお願いし一緒に考えていただくということですので、必ずここに出ている方が毎回全部出るということではありません。</p> <p>35頁の趣味・し好は、その教育指導に関わる記録の内容をすべて網羅してあるもので、教育指導にとっては必要という判断で、昭和62年にこのように登録されたものと認識しています。今回サポートチームにあたりましては、36頁をご覧くださいとご理解いただければと思いますが、特にこの趣味・し好等についてはサポートチームとは直接の関連はありません。</p>
委員	<p>初めて内心等の情報で趣味・し好という言葉が入って具体的になってきたわけですが、それはともかくとして、私はサポートチームというのは大変失礼な言い方をすれば、みんなで責任を分担して保険を分散化しているような感じがします。本来は、担当の先生と子どもとの信頼関係が教育の原点だと思います。確かにこうすれば圧力になるかもしれませんが、子どもにとっては全部が重荷になってしまって、まだ原因はわかりませんが寝屋川の事件</p>

	<p>も、先生や学校に対する恨みが入っている。「俺の先生は俺を救ってくれる、教育してくれるんだ」という信頼関係がきちんとできれば、こういうものはなるべく発動しない教育の場がいちばん大事だと思います。私はこれは、みんなで保険を掛け合って子どもを善導しているがごとき曖昧さを感じます。子どもに対する担任の先生の指導、子どもが先生だけは信じているというのが教育の現場だと思いますが、私はみんなで保険を掛け合っている感じであまり賛成できません。</p>
会 長	<p>それは、ご意見として承っておきます。</p>
委 員	<p>34 頁の取扱う情報で、学校のいじめ、不登校、飲酒、喫煙、深夜はいかいで、いまの子どもたちはもっと別の次元のいろいろなことをしている。例えば今日の新聞によると、パソコンで偽札の作り方を習って自動販売機に通してしまっただ釣り銭が出た。そういう関係のいろいろな情報があり、どこかに侵入してそれを破壊することを中学生がやっているような時代になったので、いまの学校、区職員、関係機関などでそういうものに対応する機関は想定されているのでしょうか。これは相当すごいことになって、子どもが偽札を使うとまだ犯罪にはならないので、結構子どもの中ではやる子がいるようなことを聞いています。それについては、どうお考えでしょうか。</p>
会 長	<p>質問は、なるべく項目に限定するようにしていただきたいと思いますが。</p>
委 員	<p>この2)の取扱う情報の生徒の問題行動等に対応する機関が、その上の学校職員や区職員など、この中にそういう問題について対応があるかどうかというのを伺っています。</p>
指導室長	<p>これらの機関で、そのような問題についても対応できると私どもは判断しています。</p>
委 員	<p>意見を交えて、いままでの感想も含めて申し上げます。私も小学校、中学校は地域の者としてほとんど関わっていますが、いろいろな学校の行事や私のところでは「わくわくサタデー」という名前で土曜学校をやったし、私も実行委員長をやって子どもたちや親たちとしょっちゅう接しています。皆さんが真剣に考えるのもいいけれども、このサポートチームという意味が、もしかすると誤解されやすい、ということがいまよくわかりました。私自身は直接関わっているから、こういったことで校長先生の悩みがあるしどうしたらいいかという中で、サポートチーム的には、全員ではなくて、ここにあるように必要に応じて構成メンバーを決める方法のほうが柔軟性があり必要だと思います。だから、極端にいうと、子どもが犯罪を犯したか否かは別にして、日頃から我々が地域の目で見ていると、なくてもいいようなものですが1つの考え方として、いろいろな方面からサポートしようという意味での提案になっていると解釈していて、これはこれで確かに委員のおっしゃるような心配もあるでしょうが、端で見ている者と直接中へ入って子どもたちと関わり合っているものと、ずいぶん考え方が変わってくるということで、このサポートチームはこれでやってみて結果を見ようということでもいいのではないかと考えています。ちょっと感想を交えた形になりましたが、以上です。</p>
委 員	<p>項目について質問というか意見を申し上げます。先ほど知能検査等でやり取りがありまして、行政側の説明にも納得できるものがありますが、我々は単純にこうやって項目を見ているとどうしても誤解が生まれるのはしょうがないことですから、本来なら項目に記号を付すとか、何でもよいので要する</p>

	<p>に科目存置ではないのですが置いてあるだけの項目とか、この項目に関してはケース・バイ・ケースでしかやらない。項目の中にも、この項目を書かないと情報の意味がないという必須項目と任意の項目と、とりあえずそういう状況で置いてある項目と微妙に違うかなというのがありますが、もう少しその書き方をわかりやすくしていただけると、我々の議論もスムーズに進むかと思しますので、その工夫を是非お願いしたいと思します。</p>
委員	<p>意見です。サポートチームというのが本当にサポートをするという意味合いのものなのか。あるいは問題が社会化してしまい警察などが入ってくる状況になると、その子どもの人権ということにもなってくるので、単にサポートというだけのものではなくてなくなってきてしまうと思っています。ですから、そのことを要綱で設置するという重みは明確に示していく方向で臨んでいただきたいと思します。</p> <p>先ほども、地域の中、教育の場で解決できるものと、そうではない社会状況が生まれてきていて、きちんと子どもの指導という視点で、戻すという意味合いで載せようとしている意図はすごくわかるのですが、警察まで入ってくるという事態になった場合の子どもの居場所の配慮は、十分にさせていただきたいということをお願いしておきたいと思します。</p>
委員	<p>いまのお話に連動することになるかと思しますが、学校現場での指導の難しさの1つに、児童の保護者が出て来ない、姿が見えないというのがあると思します。保護者が出て来る場合ですと、そこに民生・児童委員が絡んで、ある程度の指導はできると思うのです。それが難しいというのが、このサポートチームに該当するかと思します。</p> <p>そういった場合に、保護者の参加又は同意を求めるのが難しいと逃げるのではなく、構成員の中にきちんと「保護者」という明記をされたほうがいい気がします。そうでないと、保護者や本人がいないところで、情報の記録だけを対象に話し合われても、その解決方法をどうしても警察に委ねる方向でおさめてしまう観が否めないものですから、構成員の中に「保護者」ということをきちんと明記していただいたほうが、話し合いとして前向きなのではないかという気がします。いかがでしょうか。</p>
指導室長	<p>要綱に明記する方向で検討しています。</p>
委員	<p>34 頁に外部提供というのがあります。外部に提供をするときには「上記と同様に本人同意によらない場合がある」というのですが、対象になる少年は小学生、中学生なのです。これは外部から情報をもらう、こちらも情報をあげるといことで、ギブアンドテイクになっているわけです。そのときに、小学校の低学年や中学生に、提供するという本人の同意というのは、同意といっても意味がないと思うのですが。</p>
法規担当課長	<p>その場合には親権者の同意ということになります。</p>
委員	<p>それなら、本人でなくて親権者の同意が原則です。ただし同意がない場合は、これは青少年の育成ということですから、ギブアンドテイクでお互いに情報の提供をするのですから、同意はなくても提供ができなければならないと思うのです。ですから、いちばん上のほうは「原則として」と書いてあります。これは原則ですから例外があるわけです。参加しない、拒否をする。親の中には、あの子はもう諦めたから勝手にしてくださいというのもあるのです、実際に。そのときにも親の同意、参加などを言って</p>

	<p>いたらどうにもなりません。</p> <p>だから、親の参加は原則として必要だと思いますが、しない人もいるので、そういう場合は緊急状態なのですから、それはいなくてもいいという形で進めなければ、この委員会を設けた意味がありません。ですから、その中身の説明においても、原則と例外があることをはっきりさせて説明をしないと、少し迷うのではないかと思います。</p> <p>それから、先ほど言っていた知能検査ですが、過去のものの記録はあるということですね。これは抹消できないということになっていて、なぜなら情報公開で、私の知能検査はどうなっていましたかということになった場合は、公開しなければいけません。それはわかります。ただし、これから新しくやるものについては、先ほどから言うように、載せなくてもいいものなら年度で区別をして、前のものは残しておくことにして、後のものは付けないと区別をすれば、区別することは可能なのではないかと思います。</p>
会 長	他にサポートチームについてのご意見はございますか。
委 員	このサポートチームをつくるのは、担任が一生懸命努力をしても、担任だけではどうしようもなく、校長にSOSがいて、校長がそれなりに努力をして、それでもどうしようもないということで、最後の手段としてつくられると理解しているのですが、そういう理解でいいのでしょうか。
指導室長	そのとおりです。もちろん担任は最大の努力をするのですが、それでもどうしようもない事態という場合に、当チームを開催するという考えです。
会 長	問題は、設置要綱をつくる時に、手続的にミスがないように段階をきちんと追って、明確な形での要綱をつくられることが必要なのかもしれないですね。他に何かございますか。
委 員	<p>アイデアとしていろいろなシステムを考えるのはいいことだし、それでうまくいけばいいと思います。しかし人的増強をせずに、スタッフの負担だけ負荷を与えても、うまくいかないはずです。</p> <p>ですから、忙しい先生も、もっと子どものことに構えるように、教育現場の上にいる機関の方たちが考えなければいけないのではないかと私は思います。</p> <p>それと、ここにいろいろな問題行動がひとかたまりにあります。不登校などはとても長くかかるものでもありますから、5年も10年も追跡してフォローしていかなければならないことを、このシステムで何ができるのだろうと思います。</p>
委 員	ある、なしをここで論議してもしょうがないと思います。委員が言われることは暇な先生をつくれということです。暇な先生をつくるためには人間を増やさなければいけません。5人のところを10人にすれば生徒の面倒も見られるわけです。5人を1人の先生が見るか、10人を見るか、30人を見るかではだいぶ違います。それなら、区のほうで教員の数を増やすことだと思います。いまみんなが忙しい中で、やりくりできるはずがありません。仕事の量は20人分あって10人しかいない、この中でやりくりしろと言ってもできません。
委 員	だいぶサポートチームで議論が多くなってしまったのですが、私は国民学校時代の教育を受けているわけですが、私の経験から申しますと、私もだいぶ悪ガキでした。しかし、担任の先生が私を信頼してくれました。そのため

	<p>に今日まで生きてこれたわけです。ですから、外部的なものでその生徒をコントロールしようとしても、子どもの心というのはそうはいきません。あくまでも担任の先生が自分を信頼してくれているという、その信頼関係が子どもをいい方向に持っていくのだろうと思います。でも、このサポートチームも必要ならば、なるべく発動させないことを前提としておつくりになったほうがいいのかと思います。</p>
会 長	<p>サポートチームについてのご質問、ご意見はほぼ尽きたと思いますが。</p>
委 員	<p>39、40 頁の資料ですが、公共施設予約などの電子申請にかかわる問題の最近の傾向は、いろいろなものでできるように端末機が多様化する方向にしているのです。参考にお伺いしたいのですが、ファクシミリの番号は削除し、自動オートシステムもだんだん使われないようにするようこの資料から拝見できるのですが、やはり現場としてはそういう方向なのでしょうか。</p>
社会教育スポーツ課長	<p>自動オートシステムは、電話による自動音声オートシステムとしていま稼働していますが、それは現状どおり稼働していく予定です。</p>
委 員	<p>ファクシミリについてはどうですか。</p>
社会教育スポーツ課長	<p>ファクシミリのサービスは、空き状況や空き施設についてやっていますが、それも現状どおり稼働する予定です。</p>
委 員	<p>ファクシミリの番号は削除するという説明があったと思ったのですが。</p>
社会教育スポーツ課長	<p>登録・収集はしないということで、ファックスを家庭で操作して情報収集はできるということです。</p>
委 員	<p>教育委員会のほうから利用者に対してファクシミリで回答することはしないで、受ける一方だということですか。</p>
社会教育スポーツ課長	<p>そうです。</p>
委 員	<p>インターネットを使っていない方々に対して、ファクシミリでお送りすることは常識的には考えられるのですが、現場ではないのでしょうか。</p>
社会教育スポーツ課長	<p>現状でそのような声は聞いたことがないので、おそらく大丈夫だと思います。</p>
委 員	<p>「おそらく大丈夫だ」というのは曖昧な気がするのですが、区民の立場からいうと、多様化の方向にあるのだから、何でも受けられる、情報処理要支援者に対しては手厚い施策が必要だということが一般の流れですから、そこは慎重にやってもらう必要があるのではないかと思います。</p>
委 員	<p>38 頁の電算入力記録票についてですが、今回は新しく 16、17 番が諮問されているということですが、15 番までの項目の中に、成績等のかなり繊細な個人情報が入っています。それに比べて 16、17 番はひんばんに変更したり、カジュアルな利用をされる情報ではないかと思えます。前々回のときに、この端末の管理については決まった場所に鍵をかけて保管すると説明いただきましたが、16、17 番のスケジュールや予約情報をカジュアルに利用するとき、利用頻度を考えると、現場では打ち込んで鍵のかかる棚に保管するという</p>

	ことなのでしょう。
社会教育スポーツ課長	ノートパソコンですので、出勤をすると、出勤した先生が机の上に出します。そして退勤時にキャビネットにしまって施錠する形です。
委員	昼間の時間中の管理はどうするのですか。
社会教育スポーツ課長	昼間は職員室の中に出したままになります。
委員	42頁の図書館についてですが、館長以外の職員を委託で運営していくということですが、館長はどこまで権限がキープされるのでしょうか。委託というと、委託先の担当者と館長は指示のやり取りができるけれども、そこに働いている委託先の人たちには、館長が直接指示ができないと聞いていますが、例えば、館長が「この本はここではなくて向こうに並べてほしい」と思ったときには、それはどうなってしまうのでしょうか。
中央図書館次長	業務について委託するという考え方で、館長については職員をもって対応する形になります。館長の業務の中で重要なのは、委託業者への指導でありまして、その指導は館長が責任者に対し行う形になります。その責任者から、各委託業者のスタッフに指導が徹底される形になりますが、日常的に委託業者と館長が連絡を取り合いながら、スムーズに指示・助言等が伝達されるような形になるよう工夫していきたいと考えています。
委員	図書館で、災害や利用者のトラブルなど何か起きたときは、誰がどう対応して、誰の責任になるのでしょうか。 それから、今回のこの委託の件については、図書館協議会には諮られているのでしょうか。諮られているとすれば、図書の貸出というのは個人情報がたくさん含みますが、図書館協議会ではどういう議論や見解が出たのでしょうか。
中央図書館次長	まず図書館協議会のことですが、このような形で2つの図書館について委託する旨について、図書館協議会にはお話をし、ご了承を得ています。ただ、ここに委託の条件として書いてあるとおり、個人情報の保護は図書館にとって非常に大事なことです。こういった委託の条件を付けること、委託業者自身に法令の遵守、法人としてのプライバシーマークの取得、研修や業務の中において個人情報保護の徹底など、こういったものを義務づける形を取っています。 図書館におけるトラブルや、危機管理についてどこが責任を負うかということですが、まず委託業者のほうに責任を負っていただくことになります。併せてそこには館長という直営の職員がいるので、一緒になって対応していくということです。
委員	図書館長というのは、図書館の管理運営について全ての責任があるわけです。委託された人は、本を並べたり図書館業務をやるわけです。そういう危機管理などは館長の責任だと思えます。館長の責任ということは、結局は区の問題です。ただ、契約の中で、業務委託をやっているときには、職員などが第三者に損害を与えたときには責任を負いますが、建物内で起きたことですので、訴えるほうは区を訴えます。 そこで、契約するときに責任を負わせるけれども、もし損害が発生したら、

	この委託業者に求償できるという内容で契約を結んでいるわけです。もう少し言うと、図書館長は管理責任者なのですから、あとは業者に任せてあるというのでは逃れられないと思います。
中央図書館次長	言われたとおりでございます。少し説明不足で申し訳ありませんでした。基本的には図書館長ということで、その図書館の運営についての責任は、全て図書館長が負う形になっています。ただ、契約条件の中に、日常起こる利用者とのトラブル、あるいは危機管理的なものについての指導等については、委託業者との契約の仕様書の中に明記しているということです。
委員	同じく図書館のことですが、委託の他に非常勤や派遣社員を使って、直接館長が指示したりするというやり方もあると思うのですが、それは検討なされなかったのですか。
中央図書館次長	今回のことについては、こういった受託事業を受けている民間事業者を1つの条件として選定して、派遣事業の職員を採用することは検討していません。
委員	たしか図書館司書資格を持つ人を派遣してもらうことはできるはずなのですが、それも検討なさらなかったのですか。
中央図書館次長	検討していません。
委員	<p>ちょっと引っかかるところがあるのですが、40頁の項目の6～8番は削除と言われましたが、この審議会では個人情報のどれを登録するかというのは非常に重要な主題です。それで、ファクシミリのことを1つ考えても、ファクシミリで申し込んだら、インターネットを使っていないときは、お答えについては電話かファクシミリでお伝えするというのは普通のキャッチボールで、常識なのです。ここにファクシミリの番号がなかったら仕事ができなくなってしまわないかと思います。</p> <p>それから、インターネットで受けたときに、もしエラーがあった場合に、現在の仕組みはインターネット等で間違えていますよということで電子メールでお送りするのです。正確に受けると、電子メールで「受けましたからご安心を」と丁寧な仕組みはあるのですが、そういうことを考えると、メールアドレスを消してしまうのが実態に合っていないのではないかと思います。年齢のほうはあってもなくてもご判断に任せますが、6、7番については消してしまうのは問題ではないかと思うのです。実際に使っていてここに登録しないというのは、いちばん悪いことなので、そこをもう1度確認したいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
社会教育スポーツ課長	この6～8番につきましては、現在公共施設予約システムが稼働しているところですが、これは施設に置かれているタッチパネル、あとパソコンから申し込んでいただく形になっています。当初想定して、ファクシミリ番号も入力記録で必要だろうということで入れていたのですが、基本的にはIDとパスワードで個人認識をしていくところで、個人のお宅のファクシミリ番号、メールアドレスについても機械で申し込むということでは不要で、逆にそれが残っていた場合は不必要な情報を収集しているということになり、それは適切でないと考えましたので、今回削除に至ったわけです。基本的には機械とのやり取りで完結するものです。
委員	ファクシミリでのやり取りは一切なしと理解してよろしいですね。
社会教育スポーツ	はい。この施設予約システムは申込みが予約システムのほうに移行したの

ツ 課長	で、基本的にはファクシミリのやり取りはありません。
委 員	インターネットを使っていない人は申込みができないということですか。
社会教育スポー ツ 課長	施設にタッチパネルを用意しているので、そこからお申込みいただくこともできます。
委 員	行かなければいけないのですね。
社会教育スポー ツ 課長	基本的にパソコンをお持ちであればご自宅でお申込みすることはできるのですが、従来紙のときの申請もそうだったのですが、もしパソコンがない場合に施設のほうでタッチパネルを。あと電話でもできます。
会 長	諮問 61 から諮問 65 について決定ということによろしいですか。
委 員	賛否を採っていただきたいと思います。
会 長	どれについてですか。
委 員	諮問 61、諮問 62、諮問 63、諮問 65 は賛成できません。
委 員	審議会権限として、チームをつくることについてノーと言う権限があるのですか。諮問されているのは、これを実行する教育委員会の政策に対して、個人情報保護の観点から適正であるかどうかについて、いま我々が諮問を受けているわけです。もともとの政策がおかしいと審議会が言えるのかどうかです。決定的に個人情報を侵害するような政策では、その観点からはノーと言っていいと思いますが、条例の視点からいってどうなのでしょう。教員と学生でコンタクトしてやりなさい、だからサポートチームは要らないのではないかという答申をうちの審議会のできるのでしょうか。その上で審議の賛否を採るのなら意味があると思います。
会 長	いま問題になっているのはこういう項目です。諮問 61 が「教育指導に関する業務の個人情報に係る本人以外の収集について」です。諮問 62 が「教育指導に関する業務の外部提供について」です。諮問 63 が「杉並区立学校業務事務処理システムに記録する個人情報項目について」です。諮問 65 が「図書等の貸出・利用の登録に関する業務の外部委託について」です。それについていかがかということなのですが。
委 員	議事過程において、いろいろな立場で質問をするのは大いに結構です。ただ、意見ということになると、また少し違ってきます。いま会長が読まれた項目について、イエスかノーかを言うのが我々に与えられた権限なのです。その点についての賛否を採るなら大いに結構ですが、サポートチームそれ自身についていろいろ異議があるということになると、条例の点からはいかがかと思います。議事進行の意見です。
会 長	いまの意見についていかがですか。
委 員	審議会としては諮問された事項について審議して、結論を出すということで、その範囲であれば、意見であろうと、質問であろうと構わないと思います。これはあくまでも会長の裁量だと思います。会長が聞いておられて、これはもう枠外だと思ったら、拒否する権限を持っているのですから、白紙に戻しなさいということとは言えるわけですが、賛否ということになれば、あくまでも諮問されたことのみについての賛否でなくてはいけなくなるわけです。その判断は会長判断でいいと思います。もっと質問をしていいとか、枠外に出ているけれども多少は構わないと判断されれば構わないと思いま

	す。最後の結論は会長のほうで、この諮問についてどうですかとはっきり念を押す必要はあると思います。
委 員	少し違うのは、質問は内容を理解しないと適切であるかどうかわかりませんので、いろいろな質問は大いに結構だと思います。ただし、意見ということになると。
委 員	その意見の判断は会長判断ということで、申し上げたのはそういう意味です。
会 長	前に賛否を採ったときがあるのですが、正確には言えませんが、たしか住基ネットとのかかわりのときだったと思います。あのときはまさに賛否を採って、区長の諮問自体が非常に幅広いものでしたから。
委 員	あのときの発言内容はかなり枠を超えたものだと思われたので、会長の判断で止められましたから、正しい判断だったと私は思います。だから、あくまで賛否については枠外のことではなく、諮問された項目についてどうであるかに絞るべきだと思います。
会 長	あのときはああいう形で処理をしても妥当だったと思うのです。しかし、いまの場合は、念のために区長からの諮問文を見ても、教育指導に関する業務の個人情報に係る本人以外の収集について、サポートチーム設置云々ということ、図書館等の貸出・利用の登録に関する業務の外部委託について、ということについての項目なのです。
委 員	反対発言の方は発言内容をはっきりしないと、会長が判断に迷うことになるわけです。
委 員	反対理由を述べなければいけないことになっていますか。
会 長	反対される以上は、どこについて反対されるかというのを言うほうが筋だと思います。
委 員	<p>反対理由を言いたいと思います。諮問 61、諮問 62 については、子どもの個人情報漏れないという安心感が持てない、漏れたら大変なことになるということが理由です。</p> <p>38 頁の電算入力記録票ですが、これの 15 番までの内容と、今回諮問の 16、17 番の内容とは、同じ端末で処理なさるのは、例えば朝職員室の机の上に出されたままで、夕方まで置いてあるパソコンの中に、成績等の情報が入っているところが、情報漏れになるのではないかとというのが不安ですので反対いたしました。</p> <p>図書館のことについては、図書館は個人情報がたくさん入っておりますので、例えば図書館長の権限が隅々まで及ぶような運営をしていただくのであれば、委託よりも派遣、非常勤で運営していただくほうがベターではないかと思ひまして、反対いたしました。以上です。</p>
委 員	いまの成績云々の話は、全然諮問には入っていませんよね。グループウェアの利用について、会議室の予約について追加することについてイエスかノーかということで、成績が漏れるとか何とかというのは、すでに審議会で決定済みのことですので、これについて我々に賛否を問えと言われても、ちょっと困るのですよね。
委 員	これを同じ端末にインプットするわけですよね。
委 員	それはそのときに見られる権限とか、見られない権限とか、セキュリティをきちんとやられるという説明をされたと思います。誰でものぞけるという

	意味での内容ではないようですが。
委 員	いま説明を聞いていたら、誰でものぞけそうだと思います。
委 員	そんなシステムはありませんよ。
委 員	いま成績の入っているノートパソコンは、すでに机の上に1日中置かれているわけですね。もしそのことが心配だと言うのであれば、パソコンそのものを使うなという意見になると思うのです。新しく足したものをどうするかという話ではなくて、パソコンそのものを職員室に置くと、ちゃんと人のいるところに置いておけという形になってしまって、いままでの承認経過が全く白紙に戻ってしまうと思うのですが。
委 員	そのようなことはありません。これまでのことはよろしいのですが、ただ職員のスケジュール情報や会議室の予約情報というのは、日に何回もお使いになるのではないかと思います。こちらの15番までのわりと重たい情報に比べたら、別の処理をなさったほうが良いと考えたのです。
会 長	ですから、我々が審議するのは個人情報保護の観点から、区の行政のあり様についてチェックするということなのです。そのためにいろいろな項目について、これは個人情報保護に妥当であるかどうかといった観点から議論をするわけです。しかし、いまのご意見を聞いてみると、それを超えて政策論になっていると思うのです。例えば先ほどの図書館の場合だと、委託ではなく非常勤職員を使えばいいと言われましたが、非常勤職員なら個人情報が保護できて、委託であれば保護できないという根拠は、逆に非常勤職員のほうが危ないかもしれない。
委 員	委託だと現場で働いている。
会 長	だから、そういう議論を始めたら区役所の政策について、委託はやめるとか、非常勤職員をやれということ、この審議会でも議論しなければならないことになってしまいます。審議会の枠外の議論だと思うのです。あるいは区議会でその議論をしていただくのであれば、それは構わないと思うのです。区議会が区の行政執行について、それでは非常に危険だということで議論されるならいいと思いますが、この審議会は与えられた枠の中でどうするかということになるわけなので、前提となっている政策、その政策を適正公平にやるために、項目について我々としては審議しているわけです。その枠があるわけです。
委 員	反対の理由なんかできなくなってしまう。
会 長	<p>事案によってはあると思うのです。しかし、いま委員が反対されているのは、委託ではなくて非常勤でやれとか、ノートパソコンを置いたら何とかということ。</p> <p>前の住基ネットのようなときにはきちんと反対意見と、賛成意見ということで決めたわけです。それは我々の審議にかけられていたのが、そのような形で出てきたからです。しかし、こういう日常的な審議の場合には、項目について審議して、これは個人情報保護の枠を超えている。危険だということで、賛成反対ということになるかもしれませんが。</p>
委 員	今回のようなケースはこれからも多々ありますが、1つの提案として、確かにこの議論の中で縷々ありましたように、諮問ということについての賛成、反対というと、いまの委員の反対理由というのはあたらぬのですが、反対というのはそんなに理知的ではなくて、反対意見が遠いところであって、全

	<p>然はずれていても、感情的に反対というの中にはあるのかもしれませんが、そういう場合は、例えば私は前提条件がこれは駄目だということであるならば、この件に関しては採択拒否とか、賛成も反対もなく採択に参加しないとか、そういう措置を取らざるを得ないのかなというのを、いま聞いていて思いました。</p>
委 員	<p>実は私も、いままでも賛否を保留したことが何回かありましたが、今回もこの諮問 61 と諮問 62 については、賛否は保留したいと思っています。理由はいくつかありますが、例えば 1 番の根拠法令となるサポートチーム設置要綱については、まだできていないということで議論を若干しましたが、審議会の意見を聞かなければつくれるところがあるということであれば、せめて概要のようなものを示して、ここの部分で特に意見をいただきたい、とするのが前提ではないかと思います。もちろん、審議会は個人情報の記録の内容そのものについて適切かどうかをやることは言うまでもないことなのですが、その記録の内容が適切かどうかということ判断するには、なぜこういうことをやるのか、なぜこういう記録が必要なのかどうか、ということだろうと思います。</p> <p>したがって、先ほどから皆さんがいろいろ言われていますように、記録するものが必要かどうかという議論ばかりでなく、なぜこういうことの記録をする必要があるのかという、その背景としての政策や考え方など、そのことも大いに議論しないと、記録する個人情報の項目が適切かどうかはわからなくなります。適切かどうか、あるいは足さないといけないのか、いろいろと出てくると思います。</p> <p>そういうことを踏まえて、ここでの基本的な審議の中身は、記録の内容が適切かどうかということであるので、いろいろと含めた審議をする中で、ここでの審議としてやるのが適切かどうかということを含めると、賛否には賛成ができる、できないということはあることだと思います。したがって、諮問 61、諮問 62 については、私は保留をさせていただきたいということです。</p>
会 長	<p>諮問 61 と諮問 62 ですね。</p>
委 員	<p>はい。</p>
委 員	<p>会長の判断で、採択保留とすることも可能と思いますが。</p>
委 員	<p>そういう選択肢もあるということでしたら、私はそれで結構です。</p>
会 長	<p>だいぶ時間も経ったのですが、諮問 61 については二人の委員が保留、諮問 62 についても二人が保留、諮問 63 については一人が保留、諮問 64 については全員賛成、諮問 65 については一人が保留ということで、諮問 61、諮問 62、諮問 63、諮問 64、諮問 65 は決定とします。</p>
<p>(異議なし)</p>	
会 長	<p>報告・諮問事項の審議はこれで終わったわけですが、いつものように諮問事項について一括で答申をするという手続きが入るわけですが、とりあえず 5 分間休憩にいたします。</p>
<p>(休憩)</p>	
会 長	<p>席上に答申案が配付してありますが、これによろしゅうございますか。</p>
<p>(異議なし)</p>	
会 長	<p>それでは事務局から区長宛てに答申書を送付してください。</p>

(答申書・区長室長に手渡し)	
会 長	本日の会議はこれで終了とします。事務局から何かございますか。
区長室長	2点あります。本日は長時間にわたってありがとうございました。特に先ほどいろいろとご提言のあった様式の問題、記録のわかりやすさ、もういまは使っていないというような問題など、その辺は研究させていただきたいと思います。次回に私どもからご提案して、皆様方でご議論をして決めていただけるような形で、改善できるものはしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。2点目は次回の会議日程について課長から申し上げます。
法規担当課長	次回の審議会は5月27日(金)の午後2時から開催したいと思いますので、ご出席のほどお願いいたします。
会 長	これで終了とします。本日はどうもありがとうございました。